

南部町の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針

第1 目的

本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、南部町の公共建築物等において鳥取県内産の木材を中心とした木材利用を促進するための施策に関する基本事項を定め、木材利用の促進を図ることで、森林整備の促進及び林業振興等を図ることを目的とする。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

本方針は、南部町における公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに土木資材、備品類、消耗品及び木質バイオマスの利用を対象とする。

1. 南部町は、公共建築物の整備において、できるかぎり木造化又は内装等の木質化を図るものとする。
2. 南部町は、公共土木工事等における工作物について、木材（間伐材）の利用を促進するとともに、備品類、消耗品等の購入並びに木質バイオマスを燃料とする暖房器具及びボイラー等（以下「木質バイオマス機器」という。）の導入について、適切な維持管理及び木質バイオマス機器の燃料の安定供給に配慮しつつ、これらの促進に努めるものとする。

第3 南部町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

南部町が整備する公共建築物等においては、法令による規制又は機能等の制限により木材の利用が困難なものを除き、以下のとおり木材の利用を促進するものとする。

併せて、多くの町民が木造化及び内装等の木質化された施設等に接する機会を設け、木材が有する優れた特性及び木材利用の意義目的を知ることができるよう、周知普及に努めるものとする。

1. 低層の公共建築物を中心に木造化を図るものとする。
2. 直接的又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられるものを中心に、内装等の木質化を促進するものとする。
3. 公共土木工事等の工作物について、間伐材を中心とした木材の利用を促進するものとする。
4. 公共建築物において、ぬくもりと機能性をもつ自然素材として、木材

を原材料とした備品類及び消耗品等の利用に配慮するものとする。

5. 公共建築物において暖房器具又はボイラーを設置するときは、木質バイオマス機器の導入を促進するものとする。
6. 公共建築物の建築において、法令による規制又は機能等の制限により木造化することが困難であるときは、当該公共建築物の内装等の木質化に努めるものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する事項

1. 公共建築物等の整備にあたっては、建設コストのみならず、維持管理コスト、解体廃棄コストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、木材利用の意義及び効果について考慮し、総合的に判断するものとする。
2. 備品類及び消耗品の購入にあたっては、購入コストと木材利用の意義及び効果を比較考慮し、総合的に判断するものとする。
3. 木質バイオマス機器の導入にあたっては、導入コスト、燃料コスト及び機器の維持管理に要するコストを総合的に判断するものとする。
4. 公共建築物等の木材利用の促進のため、木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、木材施設の整備状況に関する情報について、鳥取県及び県内市町村と連携するものとする。